

# 北九州市公報

発 行 所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北 九 州 市 役 所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 3

### ◇ 告 示

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 5
- 指定居宅介護支援事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 6
- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】 7
- 利用料金の額の承認【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 1 1

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 1 4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

児童養護施設の措置児童等の扶養義務者等に係る施設措置費等の徴収額の算定に当たり、婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないものの取扱いについて、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの（一定の要件に該当する者に限る。以下同じ。）のうち、前年の合計所得金額が125万円以下であるものについては、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなし、市町村民税非課税として取り扱うことにしました。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないものうち、前年の合計所得金額が125万円を超えるものについては、地方税法上の寡婦又は寡夫とみなし、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から一定の額を控除することにしました。

この規則は、児童養護施設等については平成30年7月1日から、障害児入所施設等については同年9月1日から適用することにしました。

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和元年 7 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 1 7 号

北九州市児童福祉措置費等徴収規則の一部を改正する規則

北九州市児童福祉措置費等徴収規則（昭和 4 0 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「（児童発達支援センター（法第 4 3 条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）への通所の措置を受けている者を含む。）」を削る。

第 2 条の 2 第 1 項中「（それぞれ児童発達支援センターへの通所の措置を除く。）」を削る。

別表第 1 の徴収額（月額）の欄中「児童発達支援センター、」を削り、同表の備考第 1 0 項中「（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）」を削り、同項を同表の備考第 1 1 項とし、同表の備考第 9 項中「（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）」を削り、同項を同表の備考第 1 0 項とし、同表の備考中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を削り、第 5 項を第 7 項とし、第 2 項から第 4 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 措置児童等、助産の実施を受けている者若しくは母子保護の実施を受けている者の扶養義務者又は児童自立生活援助の実施を受けている者（以下この項において「扶養義務者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦（次項において「寡婦」という。）又は同条第 1 項第 1 2 号に規定する寡夫（次項において「寡夫」という。）とみなし、当該扶養義務者等の前年の合計所得金額（同条第 1 項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいう。ただし、1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年の合計所得金額とする。以下この項において同じ。）が同法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、当該扶養義務者等は、市町村民税非課税としてこの表を適用する。

（1） 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 条第 1 項第 3 4 号に規定する扶養親族をいう。以下この号及び次号において同じ。）その他その者と生計を一にする子（前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額が同法第 8 6 条第 1 項の規定により控除される額（以下

この項において「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者(同法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者をいう。)  
)又は扶養親族である者を除く。以下この項において同じ。)に限る。)を有する者(次号に掲げる者を除く。)

(2) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下である者

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額が基礎控除額以下である子に限る。)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である者

3 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、同項の規定により市町村民税非課税としてこの表の適用を受けないものについて、第10項の所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあつては26万円を、同項第2号に該当する場合にあつては30万円を控除するものとし、第11項の所得税の年額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、前項第1号又は第3号に該当する場合にあつては27万円を、同項第2号に該当する場合にあつては35万円を控除するものとする。

別表第2の備考中「第7項、第8項及び第10項」を「第8項、第9項及び第11項」に、「第7項中」を「第8項中」に、「第8項中」を「第9項中」に改める。

別表第3の備考第7項中「第7項から第10項まで」を「第8項から第11項まで」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第1の備考第2項及び第3項の規定については、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、母子生活支援施設及び自立援助ホームに係る施設措置費等の徴収については平成30年7月1日から適用し、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)に係る施設措置費等の徴収については同年9月1日から適用する。

北九州市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第78条、85条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6906 96	TLC訪問看護 ステーション	北九州八幡東区 大蔵二丁目4番 3号	T e n d a r L o v i n g C o r p o r a t i o n 株式会社	令和元年 7月1日

2 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5056 66	あおぞらの里 徳力ケアプラン センター	北九州小倉南区 南方一丁目5番 9号	株式会社シ ダー	令和元年 7月1日

北九州市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070301223	パナソニックエイジフリーケアセンター北九州戸畑・ケアマネジメント	北九州市戸畑区菅原二丁目11番22号	パナソニックエイジフリー株式会社	令和元年6月30日

北九州市告示第 1 2 2 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 1 0 条第 2 項及び第 1 1 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 7 月 1 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで  
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、令和元年 1 0 月 2 2 日及び同年 1 2 月 3 0 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 5 8 2 - 2 2 7 4）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 6 月 1 0 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番
J R 門司港駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 6 月 1 0 日	西海岸自転車保管所

J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 4 台	令和元年 6 月 1 1 日	北九州市小倉北区青葉二丁目 1 番 青葉自転車保管所
	7 台	令和元年 6 月 1 9 日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	6 台	令和元年 6 月 2 5 日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4 台	令和元年 6 月 6 日	北九州市小倉南区下城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
小倉北区自転車放置禁止区域外	1 台	令和元年 6 月 4 日	
	2 台	令和元年 6 月 6 日	
	6 台	令和元年 6 月 1 1 日	
	3 台	令和元年 6 月 1 3 日	
	4 台	令和元年 6 月 1 4 日	
	1 台	令和元年 6 月 1 9 日	
	2 台	令和元年 6 月 2 0 日	
	3 台	令和元年 6 月 2 4 日	
2 台	令和元年 6 月 2 5 日		
モノレール徳力嵐山口停留場周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	令和元年 6 月 2 0 日	北九州市小倉南区八重洲町 1 6 番 八重洲自転車保管所
J R 下曾根駅周辺地区自転車放置禁止区域	5 台	令和元年 6 月 1 4 日	
J R 朽網駅周辺地区自転車放置禁止区域	1 台	令和元年 6 月 1 4 日	



小倉南区自転車放置禁止区域外	7台	令和元年6月6日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	令和元年6月14日	
	3台	令和元年6月25日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和元年6月10日	北九州市若松区響南町8番
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和元年6月3日	小石自転車保管所
	1台	令和元年6月14日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和元年6月12日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
J R 折尾駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和元年6月18日	北九州市八幡西区長崎町2番
J R 陣原駅周辺地区自転車放置禁止区域	5台	令和元年6月24日	長崎町自転車保管所
J R 本城駅周辺地区自転車放置禁止区域	15台	令和元年6月7日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	3台	令和元年6月13日	北九州市八幡西区築地町10番 築地自転車保管所
	2台	令和元年6月26日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和元年6月13日	北九州市戸畑区三六町13番
戸畑区自転車放置禁止区域外	3台	令和元年6月10日	三六自転車保管所
	2台	令和元年6月19日	

1 台	令和元年 6 月 2 0 日
1 台	令和元年 6 月 2 5 日

北九州市告示第123号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、指定管理施設の利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額		
障害児入所施設	北九州市立総合療育センター	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額、同法第24条の20第2項第1号に規定する障害児入所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同項第2号に規定する障害児入所医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項に規定する療養介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第70条第2項において準用する同法第58条第3項又は第4項の規定により算定した額
		障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		診療を受けた場合	健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に

			要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額
児童 発達 支援 セン ター	北九 州市 立総 合療 育セ ンタ ー	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
		障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
		診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額
	北九 州市 立総 合療 育セ ンタ ー西 部分	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費

所		用の額の算定方法の例により算定した額
	診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難いときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額

北九州市公告第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和元年7月17日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町10番71から10番77まで、10番79及び10番81から10番85まで	北九州市戸畑区飛幡町1番1号 日本製鉄株式会社 八幡製鉄所 八幡製鉄所長 谷 潤一
北九州市小倉南区大字曾根4303番12、4303番13、4303番15、4317番から4319番まで、4320番1、4320番2、4320番5及び4334番から4336番まで	広島市西区大芝三丁目15番24号 株式会社リョーキ 代表取締役 森川英樹